別紙

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大容量泡放水砲用防災資機材等 | | |
| 種　　　類 | 自衛防災組織に現に備え付けている数量及び性能等 | 備付けの場所 |
| ポンプ |  |  |
| 混合装置 |  |  |
| ホース |  |  |
| 大容量泡放水砲用消火薬剤 |  |  |
| その他の防災資機材等 |  |  |
| ※備　　　考 | | |
|  | | |

備考

　１　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とする。

　２　様式（その１）について

1. 指定数量に対する倍数の欄には、移送取扱所又は移動タンクに係る分を除いて計算した倍数の合計を記入すること。
2. 浮きぶた付きのタンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のものの欄には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条の2で定める浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外ののものの直径を記入すること。
3. 特定移送取扱所（危険物の規制に関する規則第28条の52に定めるものをいう。）の配管の延長の欄には、特定移送取扱所（海底に設置されているものを除く。）のうちの最長の配管の延長を記入すること。

　３　様式（その２）について

1. 自衛防災組織に備え付けるべき数量の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第8条から第18条（第13条を除く。）までの規定により備え付けるべき数量を記入すること。
2. 共同防災組織を設置した場合に減ずることができる数量の欄には、石油コンビナート等災害防止法第19条第4項の規定に基づき減ずることができる数量を記入すること。
3. 現に備え付けている数量及び性能の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第8条から第12条まで及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条から23条の2（第19条の2を除く。）までに定める能力以上の能力を有するものの数量及びその能力を記入すること。
4. 各１台、各１基又は各１隻につき置いている人員の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第7条及び第21条の規定により置いている防災要員の数（同一の種類の防災資機材等を２以上備え付けており、当該防災資機材等につき置いている防災要員の数が同一でない場合は、それぞれの数）を記入すること。
5. その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないもの又は石油コンビナート等災害防止法施行令若しくは石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令に定める能力未満の防災資機材等の名称、数量及び能力を記入すること。
6. 石油コンビナート等災害防止法施行令第13条第1項の規定に基づき大容量泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第19条の2及び第19条の4に関する防災資機材等について別紙の用紙を添付すること。
7. 石油コンビナート等災害防止法施行令第7条第6項及び第21条第1項第3号イの規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第17条の2の2第1項及び第26条の2の2第2項に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭載している防災資機材等を備え付けている場合には、第17条の2の2第2項から第5項まで、第17条の3第1項及び第26条の2の2第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
8. 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条第2項に規定する送泡設備付きタンクがある場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等ｎ関する省令第18条の4から第18条の8まで及び第19条の3の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
9. 石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第2項の規定に基づき、大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
10. 石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第3項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の2第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

　４　別紙について

1. その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないものの名称、数量及び能力を記入すること。
2. 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。

　５　※印欄には、記入しないこと。